

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
J S A A - A P - 2 0 1 4 - 0 0 3

申立人 X
申立人代理人 弁護士 辻口 信良
同 木村 重夫
同 岡本 大典
同 富田 英司

被申立人 公益社団法人全日本テコンドー協会
被申立人代理人 弁護士 前田 博之
同 市川 頼明
同 荒金 真行

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- (1) 2013年12月1日開催の総会において被申立人が行った申立人を除名するとの決定を取り消す。
- (2) 請求の趣旨(2)及び(3)は却下する。
- (3) 申立料金54,000円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則(以下「規則」という。)第50条5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

- 1 本件は、テコンドーの国内競技団体である被申立人が2013年12月1日の総会において行った、申立人を除名するとの決定(以下「本件決定」という。)の取消し等が求められている事案である。
- 2 本件において、被申立人は、申立人が仲裁自動応諾条項として援用する被申立人運営規則第6条(乙5号証)が廃止されたとして、仲裁合意がない、と主張している。
被申立人は、被申立人運営規則が廃止された理由として、新定款(乙4号証)を新たに制定したことを挙げる。しかし、新定款は、新たに作成された定款ではなく、定款変更の決議により旧定款が改正されたものである。また、被申立人運営規則第6条の規定を廃止した総

会議、理事会決議その他被申立人の決定もないという。

そうだとすれば、申立人が仲裁自動応諾条項として援用する被申立人運営規則第6条は、現在でも、被申立人において、有効な仲裁自動応諾条項であると解するのが相当である。

したがって、規則第2条3項により、申立人と被申立人の間に仲裁合意があるものと認めることができる。

3 請求の趣旨（1）について

本件のような、国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、当機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。本件スポーツ仲裁パネルも基本的にこの基準が妥当であると考えられる。

本件においては、申立人の個人登録を受けた地位の除名について、被申立人倫理委員会規程（乙10号証）を適用して、申立人を除名できるか否かがまず争点となる。

被申立人は、被申立人において2012年4月1日から個人登録制度を開始したこと（乙9号証）、被申立人が2013年3月24日に制定した被申立人倫理委員会規程（乙10号証）において、個人登録を受けた者は、同規程中に定める「本協会の会員」として、処罰の対象となることから、本件決定は、被申立人倫理委員会規程に基づく処分であると主張している。

これについては、個人登録を受けた者が同規程中の「本協会の会員」に該当するかを明示した規定がなく、疑義が残るところである。しかしながら、団体の定めた規則に違反をした者を処分することは、各団体において一般的に許されることであり、個人登録を受けた者の除名処分に関して、少なくとも同規程を準用できると解される。

このことを前提に、本件決定を取り消しうべきか判断する。

申立人は、本件決定について、著しく合理性を欠くものと主張する。

そこでまず、本件決定の根拠となる、被申立人の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠くかを検討する。

被申立人の昇段申請に関する手続き及びJapanの名称の利用を禁止することについては、十分な合理性があると判断するに足る理由は示されていないものの、著しく合理性を欠くとまでは判断できない。また、被申立人がオリンピック・シンボルの使用を禁止することについては、被申立人の規則では明確になっていないものの、オリンピック・シンボルを無断使用してはならないことは明らかであり、一応の合理性があるものと判断する。

したがって、本件決定の根拠となる、被申立人の制定した規則自体または規範が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠くとはいえないと判断する。

次に、本件決定が、規則には違反していないとしても、著しく合理性を欠くかを検討する。

被申立人があげた処分理由のうち、国技院への昇段申請は、申立人自らの昇段申請を1回行っただけであり（甲2号証）、申立人によるJapanの名称の利用、オリンピック・シンボルの使用を併せ考えたとしても、申立人に規則違反または規範の違反はあるものの、除名処分を必要とするまでの重大な違反に該当するとは認められず、これらのことをもって、申立人を除名処分としたことは、除名処分に至る経緯を考慮しても著しく合理性を欠くものと言わざるを得ない。

したがって、本件決定は、著しく合理性を欠くものであり、取り消されるべきものである。

なお、申立人も、被申立人から弁明の機会を与えられておきながら、十分な弁明をしなかったことについては、疑問の残るところであることを申し添えておく。

4 請求の趣旨（2）及び（3）について

申立人は、請求の趣旨（2）及び（3）において、申立人が、世界テコンドー連盟、アジアテコンドー連盟、被申立人、各都道府県協会並びに同支部が主催する諸行事及び大会に参加及び出席する権利があることを確認する旨の決定等を求めている。しかし、仲裁規則が「この規則は、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関が競技者等に対して行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、その決定に不服がある競技者等（その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。」（規則第2条1項）と規定しており、競技団体の行った決定の当否を超えるような申立人の主張する権利を有することの確認まで認める権限はないと考えられることから、請求の趣旨（2）及び（3）については、却下とする。

5 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

2014年4月25日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 須網 隆夫
仲裁人 横山 経通
仲裁人 森崎 秀昭

仲裁地：東京都